

団体ゴルファー保険のご案内

ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険

ゴルフを楽しまれるアマチュアゴルファーのための保険です。
ゴルフ場や、練習場での万が一の場合にお役に立ちます！



団体割引

15%適用

申込締切日 : 2025年7月7日 (月)

保険期間 : 2025年7月30日 (水) 午後4時から 1年間

取扱代理店 : コイト保険サービス株式会社
引受保険会社 : **MS&AD** あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

次のような場合に、保険金をお支払いします !!

補 償 の 概 要

法律上の賠償責任（＊）

（ゴルフア－賠償責任保険特約）



ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

（示談交渉サービス付き）

ご自身の傷害

（ゴルフア－傷害補償特約）



ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

用品の損害

（ゴルフ用品補償特約）



ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難（注）

②ゴルフクラブの破損または曲損

（注）ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

ホールインワン・アルバトロス費用

（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
（団体総合生活補償保険用））



日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。（実費）

※下記「ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意」をご参照ください。

（＊）示談交渉サービス

日本国内において発生したゴルフア－賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。

なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルフア－賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償についてのご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（＊）したものに限りま

①同伴競技者

②同伴競技者以外の第三者（具体的には右記の方をいいます）

（ご注意）キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんので

ご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（＊）がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。

・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃（＊）がある場合

・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

（＊）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

＜同伴競技者以外の第三者＞

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など

保険金額（ご契約金額）と保険料

ご希望の加入セットをお選びください。

傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日

傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

加入セット名	A 型	B 型	C 型	D 型
ゴルフー賠償責任保険金額 (免責金額0円)	2 億円	2 億円	2 億円	2 億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	5 0 0 万円	5 0 0 万円	5 0 0 万円	5 0 0 万円
傷害入院保険金日額	7, 5 0 0 円	7, 5 0 0 円	7, 5 0 0 円	7, 5 0 0 円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の 10倍（入院中）または5倍（入院中以外）			
傷害通院保険金日額	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
ゴルフ用品保険金額	5 0 万円	3 0 万円	2 0 万円	5 0 万円
ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額	5 0 万円	3 0 万円	2 0 万円	1 0 0 万円
一時払保険料(年間保険料)	1 0, 0 1 0 円	6, 8 0 0 円	5, 2 0 0 円	1 5, 3 6 0 円

※記載の保険料は、被保険者数が500名以上1,000名未満（団体割引15%適用）にて算出しています。

ご加入要領	■ 保険期間 (ご契約期間)	2 0 2 5 年 7 月 3 0 日 午後 4 時から 2 0 2 6 年 7 月 3 0 日 午後 4 時まで 1 年間
	■ 被保険者 (補償の対象となる方)	下記①、②の中からお選びいただいた方となります。 株式会社小糸製作所グループ ①役員・従業員ご本人 ②ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族 ※ゴルフー賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
	■ 申込締切日	2 0 2 5 年 7 月 7 日 (月) 必着
	■ ご加入手続き	加入申込票に必要事項をご記入のうえ、申込締切日までにコイト保険サービス株式会社 静岡営業所までご提出ください。 コイト電気株式会社・ミナモト通信株式会社の従業員の皆さまはコイト保険サービス株式会社 本社までご提出ください。 ●新規加入・内容変更の場合…加入申込票に必要事項を記入して、ご署名のうえ、ご提出ください。 ●継続加入の場合…加入申込票のご提出は不要です。（自動継続） ●脱退の場合…加入申込票の「継続しない」に「○印」をして、ご署名のうえ、ご提出ください。
	■ 保険料払込方法	2 0 2 5 年 9 月 給与にて天引きさせていただきます。

● 重要事項のご説明



GN22D010181

(https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dskogolf2206.pdf)

● お支払いする

保険金および費用保険金のご説明



GN19D010069

(https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dskogolf2106.pdf)

※詳しくは上記コード・URLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。
ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

用語のご説明

- ・この保険におけるゴルフとは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
- ・この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。
（注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
- ・この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ・この保険におけるゴルフの練習中、競技中または指導中には、ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

ご 注 意

- このパンフレットはゴルフアー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は株式会社小糸製作所を保険契約者とし、株式会社小糸製作所グループの役員・従業員を加入者とするゴルフアー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
- この保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券は保険契約者（株式会社小糸製作所）に交付されます。
- お申込みの際は、加入申込票に記載されている各項目（年令・他の保険契約等の有無など）について正しくご記入ください。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。また、加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、遅滞なく（ゴルフアー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 重複契約に関する注意事項
 - ①賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
 - ②ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。
それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満60才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

お問合わせ先

取 扱 代 理 店 ： コ イ ト 保 険 サ ー ビ ス 株 式 会 社

静岡営業所

〒424-0052 静岡県静岡市清水区北脇500番地

TEL：054-346-5481 FAX：054-347-3730

メール：info@koitohoken.co.jp ホームページ：https://www.koitohoken.co.jp

「コイト電気株式会社・ミナモト通信株式会社の従業員の皆さま」

本社

〒141-0001東京都品川区北品川5丁目1番18号住友不動産大崎ツインビル東館

TEL：03-3447-8841 FAX：03-3447-5820

引受保険会社

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

静岡支店 企業営業課

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5

TEL：050-3460-1269

FAX：054-251-6749

横浜支店 企業営業課

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町5-48

TEL：050-3460-1444

FAX：045-211-1501